

○嘉麻市こども施策推進委員会設置規程

令和 6 年 8 月 1 日

訓令第 7 号

(設置)

第 1 条 嘉麻市におけるこども（こども基本法（令和 4 年法律第 7 7 号）第 2 条第 1 項に規定するこどもをいう。以下同じ。）に関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策を総合的に推進するため、嘉麻市こども施策推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) こども施策についての総合的な企画及び計画並びにその推進に関すること。
- (2) こども施策についての庁内の相互連携に関すること。
- (3) その他こども施策の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副市長をもって充て、副委員長は、福祉事務所長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 教育長
- (2) 各課長（局長及び参事を含む。）。ただし、主管課長を除く。
- (3) その他委員長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(作業部会の設置)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、こども施策の推進について、必要な調査、企画及び資料の作成等を行わせるため、作業部会を設置することができる。

- 2 前項に規定する作業部会は、各課等に属する係長等のうち、委員長が指名する者をもって構成する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、主管課において処理する。

(補則)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和6年8月1日から施行する。

(嘉麻市子どもの貧困対策推進委員会規程の廃止)

- 2 嘉麻市子どもの貧困対策推進委員会規程（令和2年嘉麻市訓令第5号）は、廃止する。